

平成元年7月22日

組合員各位

愛知県薬剤師国民健康保険組合

理事長 大橋 均

保険料改正の概要

令和元年7月21日に令和元年度通常組合会が開催され、保険料改正に係る組合規約の一部改正案が可決・承認されました。

今回の改正理由

保険給付費が、平成30年度4月～1月の実績に比べ、2月以降に増額しました。従来、季節的要因により保険給付費の増減は見られていたものの、最近では高齢者の増加により、慢性的な疾患に伴う保険給付費が増えてきていると共に、高額な治療費を必要とする疾患も増えてきています。

高額医療費のうち、透析疾患等の長期的な疾患の患者数は微増しているものの大きな変化はありませんが、がん・心臓疾患等の短期的な疾患の患者が増加しているため、高額なまま推移しています。以上の状況から、平成31年4月以降の保険料改定による増収では賸りきれない状況であり、かつ積立金も不足しているため、年度途中ではありますが改定を行うものです。

令和2年度以降の方針

令和2年度以降の保険料については、その賦課方式を改め、「愛知県国民健康保険運営方針」を基としたものに改正を予定しております。

これは、所得割・被保険者均等割・世帯別均等割の3要素を基本に保険料を賦課するものです。従いまして、今回の改正は8月～3月の8ヶ月間の適用となり、4月以降、世帯の所得に応じたご負担をお願いする予定としております。

保険料改正の概要は、下記のとおりです。

令和元年8月1日適用

単位：円

区 分		改正後(月額)	改正前(月額)
保険料 (基礎賦課額)	事業主組合員	36,000	26,000
	従業員組合員(薬剤師)	25,000	20,000
	従業員組合員(その他)	16,500	15,500
	家族(1～3人目)	10,000	8,000
	家族(4～5人目)	7,000	5,000
後期高齢者支援金等賦課額		5,800	4,800
介護納付金賦課額		6,200	5,200
後期高齢者組合員		6,500 (変更なし)	

お願い

組合員各位におかれましては、今回の組合規約変更に伴う保険料の改正を、貴社担当の税理士様・社会保険労務士様等にご連絡頂きますようお願いいたします。